

文化施設のあり方検討部会運営要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、奈良市文化振興計画推進委員会文化施設のあり方検討部会（以下「検討部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第 2 条 検討部会の会議は、公開とする。ただし、奈良市情報公開条例（平成 19 年奈良市条例第 45 号）第 29 条各号のいずれかに該当する会議については、非公開とする。

(その他)

第 3 条 その他の運営については、「奈良市文化振興計画推進委員会運営要領」の例によるものとする。この場合において、同運営要領中「奈良市文化振興計画推進委員会」とあるのは「奈良市文化振興計画推進委員会文化施設のあり方検討部会」と、「委員会」とあるのは「検討部会」と、「会長」とあるのは「部会長」とそれぞれ読み替えるものとする。

附則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。

(案)

別記

第 1 号様式

整理番号 _____

傍 聴 受 付 簿

	氏 名	住 所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
1 0		

(案)

第2号様式

(表)

文化施設のあり方検討部会

整理番号 _____

傍 聴 券

文化施設のあり方検討部会部会長

※入場の際は、傍聴券を係員に提示してください。また、退場の際は、返還してください。
※会議を傍聴される方は、係員の指示に従うとともに、裏面の注意事項を遵守してください。

(裏)

【注意事項】

- (1) 所定の場所で傍聴し、みだりに席を離れないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) 議事に対して批評を加え、又は可否を表さないこと。
- (4) 鉢巻き、ゼッケン、たすき、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
- (5) 私語、談話、拍手、携帯電話等の使用その他騒がしい行為をしないこと。
- (6) 飲食、飲酒又は喫煙をしないこと。
- (7) 写真の撮影、録画、録音又はこれに類する行為をしないこと。
- (8) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。